

令和7年度茨城県介護分野外国人留学生奨学金貸付支援事業費補助金実施要領

1. 趣旨・目的

介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生の修学期間中の支援を図り、当該留学生を将来雇用しようとする介護サービス事業者の負担を軽減するため、これに要する経費の一部について、予算の範囲内において補助する。

本補助金の交付にあたっては、「茨城県介護分野外国人留学生奨学金貸付支援事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領の定めるところによる。

2. 交付申請

交付要綱第6条に規定する交付申請書（様式第1号）に以下の書類を添えて、「3. 交付申請の期限」に定める日時までに提出すること。

①所要額調書（別紙様式1 所要額調書）

※様式は、随時エラーチェック等による修正を行っているため、古いものを使用せず、常に最新版をダウンロードして作成すること。

※データを提出する際は、PDFに変換せず、Excel形式のまま提出すること。

②事業計画書（別紙様式2 補助対象者個票（計画））

③収支予算書

④暴力団排除及び県税に滞納がないことに関する誓約書

⑤在留カードの写し

⑥補助事業者が定める奨学金等貸与（給付）規程等

⑦日本語学校又は介護福祉士養成施設に在籍中であることを証する書類（当該年度に係るものに限る）

⑧【参考添付】口座振替依頼書

3. 交付申請の期限

令和7年10月31日（金）17時

4. 補助事業内容の変更

交付要綱第8条第1項に規定する補助事業内容の変更が生じた場合は、変更承認申請書（様式第2号）に交付申請書類に準じて作成した以下の書類を添えて、速やかに提出すること。

①所要額調書（変更）

※様式は、随時エラーチェック等による修正を行っているため、古いものを使用せず、常に最新版をダウンロードして作成すること。

※データを提出する際は、PDFに変換せず、Excel 形式のまま提出すること。

②事業計画書（変更）

③収支予算書（変更）

5. 事業の中止（廃止）

交付要綱第 8 条第 2 項に規定する補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式第 3 号）を速やかに提出し、知事の承認を受けること。

6. 実績報告

交付要綱第 11 条に規定する補助事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第 4 号）に以下の書類を添えて、補助事業完了後 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに提出すること。

①所要額精算書（別紙様式 3 所要額精算書）

※様式は、随時エラーチェック等による修正を行っているため、古いものを使用せず、常に最新版をダウンロードして作成すること。

※データを提出する際は、PDFに変換せず、Excel 形式のまま提出すること。

②事業実績報告書（別紙様式 4 補助対象者個票（実績））

③収支決算書

④外国人留学生へ奨学金等を支給したことを証する書面の写し

⑤在留カードの写し

⑥日本語学校又は介護福祉士養成施設に在籍中又は卒業したことを証する書類
（当該年度に係るものに限る）

⑦口座振替依頼書（県指定様式）

7. 手続き

書類は、電子メールにて茨城県福祉部福祉人材・指導課に提出すること。

なお、電子メールによる提出ができない場合には、郵送も可とする。

【お問合せ・申請書等提出先】

茨城県 福祉部 福祉人材・指導課 人材確保グループ

電話番号：029-301-3197

メー ル：fukushi8@pref.ibaraki.lg.jp